

## 北九州市における市税構造と諸階級

加藤 睦 夫

まえがき

北九州市は周知のように、最近の五市合併により新しく政令指定都市に指定された都市であり、また八幡製鉄を中心とする重化学工業の巨大な基地である。私は最近たまたま、合理化と失業の深刻な嵐に遭遇しているこの町の税財政について、直接調査する機会をもつことができた。独占の地域支配と住民諸階級の全体の関係から、地方税財政の役割を具体的に明かにすることは、私の研究プランのかねての項目のひとつであったが、この短文はそれに対するひとつの答えである。いうまでもなくこのような作業は、現地の事情の丹念な調査を前提としている。とりわけ税財政調査についてはそうである。調査機会に甚だ大きな制約があったので、おそらくこの答えは多分に主観的な傾向を免れていないであろう。また必要な項目（たとえば農・林業）で欠落しているところも多い。だが、北九州市の税財政は右にのべたような問題点の解明を一步進めるためには、まさに典型的なタイプのひとつであった。後日の補整を期しつつ、とりあえずの結論を要綱風にまとめてみることにした。

(A) 市税分析の前提としての——北九州経済の特質

(1) 市税分析との関連から北九州経済を検討するにあたって、問題の第一点としてとりあげるべきものは、いうまでもなく八幡製鉄を一大牙城とする鉄鋼化学セメントなど重化学工業大企業の生産と蓄積の巨大な比重である。

◇指 標

一、〇〇〇人以上従業員規模の大企業は計一五社を数えるが、この一五社によって全市製造品出荷額の六三%、同じく付加価値額の六三%、さらに有形固定資産の八〇%が占められる。工業統計による付加価値額より現金給与を差引いた一五社の、いわば「特別利潤」は三九年度で五八〇億円、市内生産所得の約四分の一に達する。<sup>(1)(2)</sup>

(1) 統計北九州一三号、昭和三九年工業統計調査結果報告

(2) 統計北九州一二号、昭和三八年市民所得推計結果報告

(2) 大企業の「特別利潤」の諸源泉をとくに地域経済との関連に注目して要約すると次のようになる。

(1) 直接雇傭労働者からの絶対的相対的剰余価値の率と量、その大きさ。とりわけ膨大な合理化投資に支えられた搾取率の増加が注目される。

◇指 標

前掲一五社の就業者数は全市比一七%にすぎないが、生産所得、付加価値のいずれの指標をとっても、対全市割合は四〇%に及ぶと推定できる。そして前掲固定資産の製造業中八〇%を占めるその規模。<sup>(3)</sup>

(四) 巨大企業の関連諸部門の、下請け社外工臨時工利用による低賃銀制度の動員、下請け企業の利潤の収取。

◇指 標

関連下請け部門については、北九州経済に特徴的な、機械建設および運輸サービス部門、下請け商業部門における老大な低賃銀半失業的労働力の存在が注目される。北九州における日雇労働者（公共事業、農業を除く）数は昭和三六年約四万人、三八年で三万人と推定されるが、うち半数は建設運輸部門における大企業関連労働力として存在し、平均日給六〇〇円、流動的半失業的就業構造を特徴とする。<sup>(4)</sup>

(イ) 輸送、用水などを典型とする産業基盤の、これら大企業による独占的利用、総じて土地利用における独占的利便の享受。

◇指 標

山林原野を除く土地面積の二一・三%の、一〇大法人による独占。埋立実施地総地積八八七万坪の七四%<sup>(5)</sup>六五九万坪の、八幡製鉄など五社による埋立権の独占、その他専用港、専用工業用水諸施設。

(3) 前掲工業統計調査結果報告

(4) 前掲市民所得推計結果報告

(5) 北九州市勢要覧一九六四年版

(3) 「特別利潤」の分配と蓄積の構造

(イ) 大企業の「特別利潤」の圧倒的部分は、東京を中心とする域外居住資本家層に帰属し、その一部が北九州所在工場の管理層の所得として分配される。

◇指 標

- (1) 本社所属の重役その他管理層への支払いと非生産的消費の増大。
- (2) 支払利子（前記一五社分を推定すると約一〇〇億円に達する）の大部分の、域外資本家層への分配。外資への支払いと技術料の増加。
- (3) 配当支払（同じく推計一〇〇億円）。八幡製鉄の例によると、北九州市在住株主所有の株式数は全国のそれの三〇%前後である。<sup>(6)</sup>

(四) 償却（免税特別償却および利益留保の性格をもつ急速な普通償却）および免税引当金の急増。地域的にみるとそれは域外新增設工場向けの自己資本としての役割をも果している。

◇指 標

前記一五社の普通償却費は昭和三九年度で三〇三億円に達し、製造業合計の八一%という高い比率を占める。製造業の償却合計は三五年度から三九年度までに金額で八六億円、三六%の増加をみせた。前記一五社の償却費三〇三億円に対して、同年度の一五社の固定投資は三二六億円であるから、北九州地区だけ計算すれば、減価償却費だけで新規の固定投資をほぼ賄うことができる。その比重の大きさが注目される。<sup>(7)(8)</sup>

- (6) 八幡製鉄「有価証券報告書」各冊
- (7) 前掲 工業統計調査結果報告
- (8) 昭和三八年北九州市統計年鑑、工業統計調査の部

(4) 諸階層の状態

(イ) 素材生産に偏った重化学大企業の孤立的発展と対応して、中堅以下企業層の欠落。大企業の下請け関連部門も補充的価格が強く、大企業支配のもとでの経営基盤のいちじるしい弱体と流動的価格を特徴とする。

◇指 標

一、〇〇〇人未満従業員規模企業は全製造業の四四%におよぶ就業者の比率をもっているが、出荷額で三七%、付加価値で同じく三七%、固定投資額で二〇%を占めるに過ぎない。<sup>(9)</sup> 経営の流動的価格については後出の労働者状態の指標を参照。

(ロ) 商業サービス業など第三次産業を中心とした個人営業者の人員と所得の増加。だが営業所得の増加は数百程度の大商店（大規模商業法人の増加と関連）など上層営業者の範囲にとどまる一方、半失業的零細商業者の層がいちじるしく拡大しており平均所得水準も低い。

◇指 標

個人営業者数はたとえば昭和三七年度の三万八、八〇〇人より三八年度の四万二、八〇〇人へ増加。営業者一人平均所得はこの間に五七万円から六〇万円に微増したにすぎないが、<sup>(10)</sup> 大商店三〇〇人の平均所得増は二〇%をこえた。上層所得層の所得増は、営業以外のその他所得者および農業者に共通に認められる。<sup>(11)</sup>

(ハ) 重化学大企業労働者への賃銀支払額は北九州市の勤労所得総計の三五%を占め一人当り平均給与額もかなり高いが、三六年度以降大企業労働者数の漸減とともに賃銀の実質的低下がはじまった。とりわけ建設運輸、零細工業など独占的補充的下請け部門の就業人口の縮小、賃銀の絶対的切下げが拡大し、なかでも日雇労働者層の急激な失業化が顕著にあらわれている。反面、就業人口の増加した第三次産業では半失業的な低賃銀多就業が支配

的であり、これらを全体としてみて、賃銀所得の実質的低下がいちじるしく進行しているといえる。

◇指 標

(1) 三〇〇人以上大企業就業者の絶対的縮小—昭和三七年度から三九年度にかけて約四、〇〇〇人の減少<sup>(13)</sup>、この間の一人当り実質賃銀の上昇はほとんどゼロに近く、全国平均実質賃銀上昇率九%（製造業実質賃銀指数による）を大きく下廻っている<sup>(14)</sup>。重工業関連部門ではたとえば建設業をとってみると、建設業の常用労働者は北九州で昭和三六年から三八年にかけて約三、〇〇〇名と著減し、同じく建設業に就業する日雇労働者は一万一、〇〇〇名と、常用労働者の減少規模を数倍上廻る。賃銀絶対額の切下げでは、建設および製造業のそれぞれ三〇人以下零細企業でいちじるしい。

(2) これに対して第三次産業の就業（半失業的多就業をあらわす）増では、たとえば商業をとってみると、昭和三五年から三七年にかけて五、〇〇〇名の増を記録している。商業部門における賃銀水準の指標をとると三〇人以下商業およびサービス企業の三八年度における平均賃銀は約三三万円と、いちじるしく低い<sup>(15)</sup>。北九州における労働者の平均賃銀をここでは福岡県平均のそれを借りて示すと、たとえば昭和三五年対比の実質賃銀の平均指数は全国のそれが一一・八・九%であるのに対して福岡県は一〇六%である<sup>(16)</sup>。

(二) 失業の増大とその比重。

◇指 標

前掲失業諸指標のほか、(1)職安求職者数の増大と求人数の激減。(2)失業保険離職票受付件数と給付実人員の急増。(3)失対就労人員の増大（昭和三六年の延べ一一四万人から同三八年の一四八万人へ）(4)最後に生活保護人

員の増大（昭和三六年から三八年にかけて、世帯数で二万五、〇〇〇余から二万八、四〇〇余世帯へ、保護実人員で四万八千人から五万九千人へ増）等々の指標をあげることができる。<sup>(17)</sup>

- (9) 前掲 工業統計調査結果報告
  - (10) 前掲 市民所得推計結果報告
  - (11) 昭和三八および三九年度 北九州市税務統計
  - (12) 前掲 工業統計調査結果報告および市民所得推計結果報告
  - (13) 統計北九州1号 昭和三七年工業統計調査結果報告および三九年前掲同報告
  - (14) 統計北九州13号、全国主要指標
  - (15) 前掲 市民所得推計結果報告
  - (16) 統計福岡各号
  - (17) 昭和三八年度 北九州市統計年鑑、労働および民生の部
- (5) 不況と北九州経済

(4) 基礎資材生産部門の大規模企業を中心とする工業構成は、北九州経済における循環変動の激しさと、なかなく不況期の反動の深さをあらわしている。慢性的過剰生産の傾向は鉄鋼業を中心に深化の度を増している。

◇指標

昭和三七〜八年の不況指標―製造品出荷額、昭和三六年の五、〇一七億円から三八年の四、五六〇億円へ減少。<sup>(18)</sup>

(四) 生産縮少がもたらす関連下請け諸部門への波及の特殊な大きさ。

◇指標

北九州市における市税構造と諸階級（加藤）

たとえば民間土木事業をとると、昭和三六年の九二億円より同三八年の六五億円へと激しく減少した。<sup>(19)</sup>  
恐慌と合理化による賃銀所得切下げの圧力、相対的人口過剰の深まり。

◇指 標

第二次産業勤労所得の絶対的縮少——たとえば昭和三六年の第二次産業部門勤労所得六二三億円から、三七年五九二億円、三八年六三三億円と縮少低迷する。<sup>(20)</sup> 零細企業の労賃の絶対的切下げ、第三次産業への半失業的低賃銀就労、失業の顕在化と生活保護人口のいちじるしい拡大等々。

(二) その他さまざまな形での恐慌の負担転嫁と合理化の進行。

(18) 前掲 北九州市統計年鑑、工業の部

(19) 前掲 市民所得推計結果報告

(20) 同右書

## (B) 北九州経済における市税制度の役割

(1) 大企業課税制度

(イ) 独占の「特別利潤」創出過程における諸税負担の軽減

(i) まず問題になるのは搾取制度再編成のて、こをなす合理化投資への課税（その中心が償却資産課税である）の軽減である。取得価格を基準とし、耐用年数の短縮、残存価格の引下げ、定率償却等々の結果、償却資産の簿価、すなわち課税標準額は年々急速に減少してゆく。北九州のばあいは、とりわけ重化学工業における償却の加速化が



もたらず法人課税の減（これは課税の繰延である）、ならびに償却資産税軽減（こちらは課税の免除である）の効果が大い。急速償却による固定資産簿価の急速な低廉化という土台の上に、合理化投資への償却資産税減免を中心とした租税特別措置（北九州においてはとくに大きい）が乗るわけである。

◇指 標

(1)昭和三九年度製造業一〇人以上企業の固定資産償却額は三六九億円、年初固定資産現在高二、七一〇億円に対し一三・六％の償却率となっている。固定資産税に換算すると五億一、五〇〇余万円に相当する償却が製造業だけで年々実施されているわけである。償却の速度を企業規模別にみると、年初有形固定資産現在高に対して、一、〇〇〇人以上規模一三・八％、一〇〇〇～一九九人規模一三・二％、一〇〇～一九九人規模一〇・八％という具合に大企業ほど償却は急速である。<sup>(21)</sup>工業企業に適用される急速償却制度の結果、償却資産の評価額は個人所有家屋の評価などと比較して二分の一から三分の一の低い評価となり、償却が進めば進むほど課税標準額の減少巾は大きくなってゆくのである。

(2)合理化機械への特別減免を中心とする償却資産に対する減税特別措置の額は、北九州市の四〇年度合計で五億四千万円の税額に達する。うち二億五千万円は自治大臣の決定によるものだが、残る二億九千万円は市長決定によるもので、その内訳は減免税額の大きさの順で企業合理化（一億三千余万円）電気ガス軌道船舶等々となっている。<sup>(22)</sup>価格三千万円以上の大規模償却資産のうち、市長決定による償却資産特別措置適用の資産は、七〇％が八幡製鉄で占められ、同社の大規模償却資産に対する特別減免税額だけで一億九千万円をこえる。<sup>(23)</sup>

(3) 北九州のばあいには、製造業で二七八億円におよぶ構築物が償却資産として課税され<sup>(24)</sup>、急速償却による課税価格引下げの利点を享受していること、および家屋についても、大法人のそれは法人税による償却制度の影響を受けやすく、それだけ税負担が軽減される傾向があることに注意を要しよう。

(ii) 土地の独占利用に集約的に表現される巨大資本の産業基盤支配が、土地課税の軽減システムによって補い支えられていること。それは、土地課税の標準となる土地の評価額決定にあたって、①大企業による産業基盤の高度の独占利用即ち立地の好条件が、ただちに大企業用地の価格の上昇という形をとってあらわれるものでないこと、またこれを価格として把握し難いこと、②そして、北九州のばあいには特に、大企業の土地利用を効果的にするさまざまな形の、公共物（とりわけ海面）の専用権利用権が土地と切離されて評価の枠外におかれていること、等々に基礎をおいた低評価の結果である。

◇指 標

(1) 三九年度の固定資産評価換えの結果によると、大工場地区の坪当り一万九、五〇八円の平均評価額に対して普通商業地区は坪四万五、四四六円となっている。<sup>(25)</sup> 中小企業の多い内陸部の工場用地はほぼ普通商業地区に準じて坪四万円以上で評価されているところが多いが、巨大企業を中心とする臨海工業用地は坪当り二万円以下の評価額のところが多い。たとえば製鉄八幡二万四、八〇〇円、同戸畑一万八、九〇〇円、三菱セメント一万円。<sup>(26)</sup> 坪当り評価四万五千円の内陸部中小工場用地や四万円の住宅地はさらにあるが、製鉄専用港岸壁の最高価格でも坪三万五千円にすぎない。<sup>(27)</sup>

(2) さらに、専用港海面や埋立中の地積は無税であることはさきにも述べたが、埋立完成地でもそれが使用さ

れぬ限り課税されないというシステムである。たとえば製鉄響灘埋立地は、評価したいも坪当り一万一、〇〇〇円といちじるしく低い上に、評価が行われただけで課税されていないし、戸畑製造所は埋立地の一部未使用の理由で評価額がかなり低められている。北九州市発足以来昭和三八年末までの埋立完了地積は五八万坪に及び、その後施行中の埋立地は計八八七万坪に達する。一、一二〇万坪に及ぶ埋立予定地を別としても、北九州における埋立地課税の問題はきわめて大きな比重をもっているといわねばならない。<sup>(30)</sup>

(3)そしてさいごに西鉄資本に独占される鉄軌道用地が、評価換え後で五、〇五五円(評価換え前は八一五円)の低評価にすぎないという事実をつけ加えておこう。<sup>(31)</sup>

(iii) 補足的に電気ガス税について。鉄鋼化学セメント産業を主力とする北九州工業にとっては、電気税の免税特別措置のもつ意義は甚だ大きい。

◇指 標

北九州における電力供給量のうち電灯は総量の一〇%を占めるにすぎず、のこる九〇%の電力のうち八〇%は、鉄鋼化学セメント等窯業土石製品製造業で占められている(三八年度)。これら三業種の電力料は計八億円におよび、その圧倒的部分が免税対象となるから同年度で少くも六億円をこえる額の電気税減免が行われたわけである。<sup>(32)</sup>

(21) 前掲 工業統計調査結果報告

(22) 昭和四〇年度 北九州市固定資産概要調書

(23) 同右書、価格三千万円以上の償却資産に関する調

- (24) 前掲 工業統計調査結果報告
- (25) 前掲 固定資産概要調書
- (26) 議会提出資料「工場地区評価調」
- (27) 前掲 固定資産概要調書
- (28) 議会提出資料「一〇大法人に係る課税標準額ならびに税額等調」
- (29) 前掲「工場地区評価調」
- (30) 前掲 市勢要覧「北九州」
- (31) 昭和三八ならびに三九年度 北九州市税務統計
- (32) 統計北九州各号電気ガス水道の部および 前掲 工業統計調査結果報告

(四) 「特別利潤」の分配と課税制度

(i) 独占の「特別利潤」の大掛りな隠匿と課税の軽減。北九州工業の特殊な構成はその規模をとりわけ巨大なものとする。すなわち、

(a) 大規模な固定投資の急速償却。普通償却の増大に加えて、重化学大企業を中心とする特別償却の大きな比重。免税の諸引当金。

◇指 標

前出計算のごとく、普通償却は製造業だけでも昭和三八年度三二〇億円、うち一、〇〇〇人以上従業員規模企業の実施する償却費の比率は八二％に近い。重化学大企業にとりわけみられる特別償却の規模については、たとえば八幡製鉄（但し全社）のそれは昭和三七年九月期以降三決算期で計五二億円におよぶ特別償却を実施した。免税引当金については同じく八幡の三九年度現在額——一一一億円に及ぶ退職引当、二六億円

の特別修繕引当金等々。<sup>(33)</sup>

(b) 外資への支払いを含む利子および技術料の大きな比重、それらの所得の地方税システムからの完璧な脱落。

◇指 標

製造業に限ってみても、支払利子を北九州工業生産額で按分すると昭和三八年度で一五〇億円をこえると推定される。たとえば八幡のそれは全社で一六八億円。

(c) 法人間配当の非課税を原則とする税制度の<sup>(34)</sup>、北九州においてもつ意義とその比重。

◇指 標

累増する大企業の投資額——たとえば八幡製鉄のそれは三六年九月期の二〇一億円から四〇年三月期の三七三億円に増大し、非課税の受取り配当は計八億七千万円におよんでいる。<sup>(35)</sup>

(d) そしてさいごに、本社経費に象徴される「特別利潤」の分配と消費、その比重の大きさ。

◇指 標

製造業のこの種の「費用」は、北九州所在工場を通じて分配費消される一部分、および引当金の形で留保される部分を含み、約一七〇億円と推定される。<sup>(36)</sup>

(e) 以上の諸「支出」に対する課税関係の特徴——償却および引当金は損金として課税の繰延べとなるほか、支払利子の大部分は東京など中央に吸いあげられ、在住資本家層の所得となり、その際の預金利子には地方税は一切課税されない。他方で、本社重役および管理層に分配された特別利潤は、それら資本家層の個人所得として住所地の市町村の課税対象となる。——以上要するに、北九州域内で生産された「特別利潤」がさまざまなメカニ

ズムを経て、課税外に逃避する圧倒的な割合に注目する必要がある。

◇指 標

前記一五〇億円と推定された製造業支払利子のうち、一一〇億円をこえる額が東京、大阪など所在の金融機関を経て資本家層に分配されると考えられる。これらすべての結果、工業企業で生産された粗付加価値（減価償却を含む）一、五六〇億円（昭和三八年度）のうち現金給与部分六三〇億円を別とすると、北九州市域で市税の課税対象として捕そくしている金額は、僅かに二〇〇億円（法人所得一八〇億円、個人業主所得二〇億円）程度に過ぎない。現金給付を除いた粗付加価値から普通償却三二〇億円の半額一六〇億円を控除したとしても、それは残額七六八億円の二六％を占めるに過ぎないのである。<sup>(37)</sup>

(ii) 税率構造

(a) 法人市民税の税率は個人市民税とくらべて甚だ低く、このため、①法人の留保所得の負担をいちじるしく軽減しているほか、②配当所得の個人段階における捕そく率がかなり低い現状から配当所得者など高額所得層に有利な結果をもたらし、全体として法人所得の税負担を大巾に軽減している。このことはまた、地域的にみると、配当所得の比重の高い中央大都市の税収をふやし、中央への所得集中機構として税制が一定の役割を演じているということでもある。

◇指 標

(1) 法人市民税の税率は法人税の八・一％であるが、個人市民税のばあいは高額所得者層で所得税のほぼ二〇％強、低所得層に移るにしがって所得税額に対する比率は上昇する。だから法人にくらべて個人負担の

市民税税率はいちじるしく高いといつてよい。

(2) 北九州の個人配当所得は昭和三十八年度一八億九千万円、全国のその〇・五%を下廻る。市内生産所得の全国比一・四%と比較してみても、配当の形で域外に流出する利潤の相対的の大きさを(38)知ることができる。現行の法人住民税の構造は税収面でこの傾向を一層促進している。

(3) 北九州市の個人配当所得の捕そく率についてみれば、所得一八億九千万円に対し課税所得八億九千万円、配当所得の四七%を捕そくしているにすぎない。(39)課税外の五三%は、地方税では源泉徴収もおこなわれていないから、市民税からは完全に脱落しているわけである。なお配当所得の所得階層別分布は北九州のばあい、全体の七三%強が課税所得一〇〇万円超の高額所得層によって占められている。(40)

(b) 法人税の配当分軽減措置は、八幡製鉄など大企業の市民税負担を一層軽減している。とりわけ不況期には、これらの大企業は配当水準を維持するため全額をこれに振り向ける傾向があるから、納税資金の節減を通じて恐  
慌負担の有効な転嫁機構として働くこととなる。

#### ◇指 標

三七年度の法人税率は留保所得で三八%、配当分二八%——のちさらに二六%に軽減された。したがって配当性向の高いこれらの大企業の市民税もそれだけ軽減される。見逃してならない点は、このような課税システムが不況期の税負担をいちじるしく軽減する傾向で、たとえば八幡製鉄の例をとると、三六年九月期の配当分比率は当期利益の四六%、法人税等引当は三五%であったが、三七年九月期になると全額配当(積立金を取崩し配当に追加)、税引当は利益の二二%を下廻る水準に急減している。(41)三七年度から三八年度にかけ

て製鉄の市民税が、三六年度上半期の一億六、七〇〇万円から三八年度上半期の三二〇万円へ大巾に減少しているのも、ひとつには配当分に対するこのような法人税制の扱いによるところが大きい。このことについては、市民税の収入構造の項で再説する。

(33) 八幡製鉄「有価証券報告書」各冊

(34) 同右書

(35) 同右書

(36) 前掲 市民所得推計結果報告

(37) 前掲 工業統計調査結果報告および市民所得推計結果報告

(38) 前掲 市民所得推計結果報告

(39) 前掲 昭和三九年度 北九州市税務統計

(40) 同右書

(41) 八幡製鉄「有価証券報告書」各冊

(42) 昭和四〇年八月、北九州市行政実態調査表中大規模法人の事業実績に関する調

## (2) 住民諸階層と市税負担

(1) 住民税の国税影響遮断措置と、低所得層における市税負担の増大

(i) 市民税の課税最低限の、長期にわたる据置き（すなわち実質的な大巾切下げ）と、市民税行政の強化の結果、低所得層を中心に所得割納税者数が累年増大していること。このことはとりわけ、北九州市におけるなかんずく三七年度以降における低所得層の実質所得の減少、低賃銀多就業と半失業化の進行の状況を考慮に入れるとき、見逃すことのできない重要な意義をもっている。



◇指 標

(1) ここではとりあえず三八〇三九年度の納税者数の変化をあきらかにしておこう。昭和三八年年度の所得割納税者数は二二万三、〇六〇名であるが、これに対して翌三九年度のそれは二三万七、四九三名で一年間に所得割納税者は一万四、四三三名の増加となっている。<sup>(43)</sup> 右のような納税者数の増加が納税者の実質所得増を反映したものでないことは、市民税の課税最低限が消費者物価の上昇にもかかわらず据置かれていることで簡単に推定できるが、ここでは次の指標をあげておこう。

(2) たとえば市民税所得割のうちに、毎年多くの所得税失格者（所得税免税点以下の納税者）を含むようになってきていることである。所得税失格者数は三八年年度の一万三、一六一名から三九年度には二万五、五〇三名に倍増し、所得割納税者数の増加の圧倒的部分は所得税免税点以下の低所得層への課税の拡大によって達成されている。所得税じしんが課税最低限の実質切下げによって大衆税化をいちじるしく進行させているとき、それを上廻って免税点以下の低所得層に納税者層を拡大している状況、およびそのことが、北九州における低賃銀多就業と失業化の結果所得税の納税人員をすら停滞させているなかで進められていること、等々に注意する必要がある。以上の事態を別の指標で示すと、三八年度は全被雇用者（日傭臨時労働者も含む）<sup>(45)</sup>の五七％が市民税所得割納税者であったが、三九年度には六一％に増加したということである。

(ii) 課税最低限の切下げの結果、市民税税率の形式上の据置きにもかかわらず中層以下とりわけ低所得層の負担率を増大させ、市民税の逆進的負担を激化させている。この傾向は、中層以下の税率の累進が小刻みで急激であるという税率構造が、所得の名目増をただちにより高い税率で捕そくするという、現在の市民税構造とむすびつ

いて一そう激しいものとなっている。

◇指 標

(1) 所得税の諸控除増額にもかかわらず、住民税のそれは三七年度以降据置きのみである。そのため三九年度では両者の課税最低限はおおむね二〇万円前後（納税者の個人的条件で異なる）の差が生じている。この結果、市町村民税所得割は二〇万円づつ高税率区分に繰上げられた形で課税されることとなり、所得税に対する所得割負担の割合は、三六年度当時の各階層とも二〇%の負担から、三九年度では二〇万円以下層で無限大（所得税は零であるから）、五〇万円以下三〇%、八〇万円以下二七%、一二〇万円以下二五%、最高所得層は二〇%と若干、というように明かに逆進的傾向を強めている。

(2) この点を北九州における階層別の所得割負担額で概略試算すると、昭和三九年度の所得割収入約一九億円のうち、七億円余は諸控除据置きによる課税最低限の実質切下げの生み出した増収分に相当し、そのうち八四%近くが課税所得一〇〇万円以下、さらに四〇%が実に二〇万円以下の低所得層からの追加収入に裏付けられていることが明かとなる。<sup>(46)</sup>

(iii) 所得税免税点以下の所得割納税者層が増加していることは、以前の均等割のみの納税者が大巾に所得割（均等割も同時に納税する）納税者層に組み入れられていることを示すものだが、にもかかわらず均等割のみ納税者数もあまり減っていないということは、それだけ均等割課税がより低い所得層——失業半失業層に移行し拡大されていることをあらわしている。このことは税務行政強化の重要な指標のひとつとみてよい。

◇指 標

均等割のみ、納税者数は昭和三十八年度八万四、三六四名、同三十九年度七万七、四九六名。この間に、営業者数は三、九〇〇名ほど増加し、反対に被雇用者数は四、四〇〇名減で通算五〇〇名の就業者減である。ところが市民税(均等割のみ納税者を含む)の全納税者数は逆に七、五〇〇名増加し、その内訳の主なもの、営業者一、八〇〇名、給与所有者四、八〇〇名のそれぞれ増となっている。<sup>(47)</sup>ここではとりわけ給与所得者に対する市税行政が、被雇用者数と納税者増の差引き九、二〇〇名という規模(少くも統計上でみる限り)で強化されている状況に注目したい。このばあいの給与所得者には、臨時日雇などの不規則就業者を多数含むから、とりわけこのような半失業層への市税の課税が急速に拡大しているとみなしてよい。

(iv) 以上の大衆税の強化にもかかわらず、利子配当などにみられるような寄生的資本家所得の増大と課税の免除。

◇指 標

昭和三十九年度個人預金利子四四億四千余万円(社内預金利子推定一〇億円を含まず)——市民税非課税。同個人配当所得一八億九千万円——前掲のよう(48)に捕そく、率四七%、課税された部分も配当所得の三%約二億七千万円の税額控除により市民税が軽減される。

(43) 前掲 三八および三十九年度北九州市税務統計

(44) 同右書

(45) 同右書および前掲市民所得推計結果報告

(46) 前掲 昭和三十九年度北九州市税務統計

(47) 同右書および前掲市民所得推計結果報告

(48) 同右書

(ロ) 固定資産税の大衆負担と、評価換えの結果

(イ) 北九州における土地家屋課税の相対的な重課。

◇指 標

ここではとりあえず次の指標をあげるにとどめておく。

(1) 個人賃貸料所得（昭和三八年度で家屋坪当り平均月額四三〇円を基礎として計算してある）に対する土地家屋税の負担率は、五大市のそれが二〇％に対して北九州市は三二％に及んでいる。<sup>(49)</sup>もつとも北九州市には法人等所有の土地家屋の比率が他都市とくらべてかなり大きいと想定されるが、それにしても差は大きい。賃貸料に対比して土地家屋評価額が高いという傾向がどのような意味をもつかということである。

(2) 第二に、本市の土地家屋の平均評価額がいわゆる指示平均価格とくらべてつねに高めの評価が行われてきたということである。たとえば、昭和四〇年度の土地評価は指示価格に対して田一一三％、畑一四七％、宅地一〇〇％、山林一一七％、家屋一〇五％と一般に高い評価となっている。<sup>(50)</sup>少し資料は古いが、指示平均価格に対する実際坪価額は昭和三三年度全国平均で宅地九三％、家屋一〇三％に対して、福岡県のそれは宅地一一一％、家屋一〇九％となっている。<sup>(51)</sup>いずれも都市の評価額は低く、とりわけ土地については大都市の低評価が顕著であることを考慮すれば、福岡県―北九州市の右のような評価額の高さをどう理解したらよいか、問題だといわねばならない。

(ii) 評価換えは、近郊の一般住宅地農家宅地畑畑などの大中引上げを中心に実施され、都市中心部の高価格地帯と一般住宅地の平均評価額との差は著るしく縮められているとともに、勤労市民に対する固定資産税増徴（評価

換えの結果によって長期計画で税額を引上げてゆく予定である)の基盤が固められたといつてよい、家屋の評価は全体としては引上げられなかったが、とりわけ木造家屋の建築費の増嵩が激しく、現行の家屋評価の原則によると、これらの木造家屋の評価の引上げによる大衆増税の可能性はいちじるしく強まったといつてよい。さきへのべたように、北九州市では賃貸料のなかで占める土地家屋税の比重が高いので、固定資産評価換えによる増税が、地代家賃の引上げをひきおこす可能性はそれだけ大きいといえる。

◇指 標

(1)土地評価換えの平均倍率は、一般住宅地は六・二倍、農家の併用住宅地の分は八・三倍と大巾である。しかもこれらの宅地の最高価格地はそれぞれ一・七倍、一・八倍と引き上げ巾が少いので、このことから逆に推定すると、比較的低価格地の評価額は平均倍率六・八倍をこえるところが普通だということになる。都市に近接した農業用地等の引上げ巾は、それぞれの最高価格地のそれに反映されるとすれば、田は九・八倍、畑七・四倍、農家専用宅地九・八倍、山林三二・二倍、原野ともなれば二九八倍の評価額の引上げとなつてゐる。これに対して商工業地の平均倍率は四・八〜五・一倍で、最高価格地は平均引上げ率より低く三・四〜四・七倍である。このほか注目すべきは鉄軌道(西鉄の独占である)用地の最高価格地の倍率が二・七倍にとどまつてゐることで、商工業用の最高価格地のそれが三・四〜四・七倍であることと対比して、都心の軌道用地がとりわけ低評価に抑えられてゐることをあらわしてゐる。<sup>(62)</sup>

(2)着工建築物構造別工事費予定額をみると木造が昭和三七年一月で坪当り三万三、九〇〇円より三八年一月の四万三、二〇〇円へ騰貴しているのに対して、鉄筋コンクリート造りはこの間に七万四、七〇〇円よ

り七万五、九〇〇円へと微増したに過ぎない。<sup>(53)</sup> 建築費の増嵩は、家屋評価が再建築価格を基準としていることを考察すれば、見逃すことのできぬ問題である。

(iii) 消費および小口業務用の電気ガス税負担。

◇指 標

消費向け電気税は昭和三八年度で推定二億八千万円である。<sup>(54)</sup> これは三八年度電気税計六億九、一〇〇万円の四一%を占めている。<sup>(55)</sup> これに対して同年度の電灯向電気供給量は二億六、〇七七万KWH、電力を含む総電気供量二億四、六〇〇万KWHの一〇・二%に過ぎない。<sup>(56)</sup> 電力料金差（家庭用電力の高価格）と電気税減免の特別措置の二重の作用が、このような電気税負担の大衆化を激しく生み出しているのである。

(49) 前掲 市民所得推計結果報告

(50) 前掲 固定資産概要調査

(51) 昭和三四年八月、自治庁税務局編「地方税制の現状とその運営の実態」

(52) 前掲 昭和三九年度北九州市税務統計

(53) 前掲 北九州市統計年鑑、建設および住宅の部

(54) 前掲 市民所得推計結果報告

(55) 前掲 北九州市税務統計

(56) 前掲 北九州市統計年鑑、電気ガス水道の部

### (C) 北九州における市税収入の構造

以上のような北九州経済の特徴と市税制度の結果、次のような特徴的な市税収入の構造が打ち出されてきた。  
すなわち、

(1) 鉄鋼を中心とする重化学工業の巨大な蓄積にもかかわらず、否その蓄積が生み出した矛盾の故に、市税収入の税目間の激しい不均衡と、全体として比較的低位の税収入。

◇指 標

六大都市税収入一人当り比較をとると、昭和三八年度北九州市の平均九、七五六円に対して、京都市を除いた四市の単純平均は一〇、七九二円。一人当り一、〇三六円の差であるから<sup>(57)</sup>税収総額として北九州市の予算に直せば一一億円近い<sup>(57)</sup>が、いとなるわけである。だが償却資産税を差引いたその他の税収の合計をとるとこの差は甚だ大きいものとなり、北九州市の一人当り平均六、三四〇円に対して四市の単純平均は実に九、一六五円、京都市の平均七、二二〇円よりさらに低いものとなる。<sup>(58)</sup>これは北九州市の予算に引き直せば約二九億円の収入の差となる。一人当り平均市税収入の低さと、税目間の不均衡の激しさを、この数字はあらわしている。

市税収入が右のような比較的低位にある理由を整理すると次のようになる。

(57) 前掲 三九年度北九州市税務統計

(58) 同右書

(4) 大企業課税制度と、「特別利潤」配分と課税に関する地域関連の諸結果。

(i) 問題の第一点は、独占の特別利潤と蓄積の巨大な規模にもかかわらず、圧倒的な比重の重化学大企業を課税

対象とする北九州のばあいにはとりわけて、大企業課税制度による市税収入の減少が著るしいということである。このことは、償却資産税を中心とする大企業納付の市税絶対額の大きさにもかかわらずそうである。

## ◇指 標

(1) 昭和三五年度から三九年度までの五カ年間に、工業新規投資額は約三、〇〇〇億円に近く、これだけで固定資産税は四二億円の収入増となる計算だが、他方でこの間の減価償却費は一、五八〇億円<sup>(59)</sup>（但しこのなには三四年度末簿価一、三〇〇億円と推定される旧施設の償却分を含む）、税額で二二億余円減少する計算となる。先へのべた減価償却の速度とその巨大な規模に注目したい。一二億円の減少に加えて、償却資産に対する毎年度の特別措置減税分がマイナスとなるから、これらの結果が五年まへの昭和三五年度に対する三九年度の償却資産税収増一八億円前後<sup>(60)</sup>という決算額にほぼ符合してくるのである。

(2) 土地課税の軽減による固定資産税の減収の程度については次の指標が一応参考となろう。すなわち、大工業地域からの土地の固定資産税収は、埋立未稼動地を除いて土地税の約三分の一、三八年度の税収で全市土地課税分七億三、五〇〇万円の三分の一、約二億四千万円を占める<sup>(61)</sup>。既述の諸指標から減収分を推計すると、埋立未稼動地に対する非課税分を除いても二〜三億円に達することが分る。北九州のばあいは大工業用地の比重が大きいので、それだけ土地税減収の中は大きくなり、評価がえによる土地増税が進めば進むほどこの傾向は一そう激しいものとなる。

(3) 注目すべき点は、法人市民税のウェイトが、北九州の産業構成にもかかわらず、小さいということである。たとえば、全国市町村の税収総額に占める法人市民税の割合は昭和三八年度で一二・三％であるが、



北九州のばあいは七・六％にすぎない<sup>(62)</sup>。法人市民税の比重が小さい理由の主なものは、(i)個人とくらべて法人に対する市民税率がいちじるしく低く、個人段階での配当所得課税という形で東京など域外に流出する法人課税分が大きいこと、(ii)償却（特別償却を含む）や免税引当、なかならず前者の比重が重いという北九州産業の特性 (iii)付加価値のうち支払利子をはじめとする課税外に流出する所得が大きいこと、(iv)法人所得中配当支払分の比重が高く、かつ固定しているので、法人税が大巾に軽減されたがって市民税も減少する、(v)さいごに免税の受取配当分が大きい、等々である。これらはいずれも、鉄鋼業など国家独占的な大企業を中心とする本市工業の特性にもとづくところが多い。

(ii) 大企業課税制度と関連して、市域で生み出される独占の「特別利潤」が圧倒的に域外に居住する資本家層に配分され、一般的に課税の軽減免除を受けているほか、本市市税の課税対象外におかれていることを付言せねばなるまい。

◇指 標

法人所得のうち配当所得分については、前項その他でふれたのでここでは繰返さない。法人段階での軽減課との関連を改めて指摘するにとどめる。法人所得計算上損金とみなされる付加価値の配分については、たとえば利子技術料、本社管理層への支払いと非生産的消費、諸引当金と償却等々。この点については既述したところに譲り、全体としては、現金給与と普通償却の二分の一を除いた付加価値のうち、約二六％が本市市税の課税対象にすぎぬことを繰返してのべておく。

(59) 前掲 北九州市統計年鑑、同じく工業統計調査結果報告

北九州市における市税構造と諸階級（加藤）

(60) 前掲 三九年度 北九州市税務統計

(61) 同右書

(62) 同右書

(ロ) 問題の第二点は、八幡製鉄を典型とする巨大企業の就業構造（関連下請社外工の大量の低賃銀就業、その背景にある激しい労働移動を特徴とする失業半失業の厚い層、そして社内本工の縮小整理と賃銀の實質的低下の傾向）と中堅企業の欠落、下請卸商の弱体、一部に商店経営の大規模化を生み出しながら全体として基礎の弱い零細商業、少なからぬ炭礦離職者層を含んだ商業サービス建設運輸業などへの半失業的低賃銀多就業——すべてこれらの北九州経済の特徴は、国税影響遮断を契機とした市民税の大衆的増税のための再編成にもかかわらず、市税の中軸たる個人市民税の相対的地位の低下をもたらし、固定資産税その他の負担力をも、著るしく減殺しているということである。

◇指 標

(1) 北九州における昭和三八年度の家族従業者を除く就業者総数は四〇万五、〇〇〇人であるが、これに對して同年度の市民税納税義務者総数は三二万五、〇〇〇人で、差引き九万人という大量の「均等制も納めえない」あるいは「課税しえない」市民が存在することにまず注目したい。その内訳を所得種類別にみると、給与所得階層七万八、〇〇〇人、営業所得階層一万三、五〇〇人、農業者三、三〇〇人となる。比率にしてそれぞれ二二％、三一％、四一％である。次に注目すべきは、三八年度で八万四、〇〇〇人、三九年度で七万七、〇〇〇人をこえた均等制のみ納税者層の大きな比重であり、そしてこれに接続するものとして、所

得税失格者二万一、六〇〇〇人があり、全体として北九州における尠大な失業半失業層の存在を裏書きしている。<sup>(64)</sup>

(2)四〇万人をこえる就業者数じたい北九州における多就業（一世帯当り平均人員で少く、有業人員で多いという典型的多就業―少し古い数字だが、昭和三四年度の福岡県の統計によると、市部の平均世帯人員四・五七人に對し北九州四・四二人、有業人員は同じく県下市部の一・五一人に對し北九州は一・五五人である。三九年度を推計すると一世帯当り北九州市のそれは一・六三人となる）の実体を反映しており、これを世帯数二六万五、〇〇〇人と對照しても三一人人という納税者数は一般的には決して少ないものではなく、市側の徴税努力の不十分に責任を帰することはおそらく當を得ていないであろう。さきにも述べたように、九万人の市民税非課税者からはじまる二〇万人近いこの層は、そのまま北九州における失業半失業人口の巨大さをあらわしているといえる。

(3)ここでは右の実体を示唆するに足る別の面からの指標をいくつか指摘するにとどめておこう。第一は生活保護適用者数で、昭和三八年度一万八、四〇〇世帯五万九、五〇〇人（全国平均の三倍を越える）の大きさである。最近は極低賃銀の有業保護世帯が増しており、保護世帯のなかに二万人をこえる極低賃銀の多少とも不規則就業者が含まれていると推定できる。このばあいは所得はあってももちろん市民税の一切を免除されるわけである。このほか、臨時日雇という形の、労働移動の激しい不規則の低賃銀就業者が、政府統計においてさえ全就業者数の一割、三―四万をこえ、商業サービス業などへのとくに女子に多い低賃銀多就業とともに、事業所統計にさえあらわれない個人業者（行商人露店など場所が恒久的でないもの、その他休業中又は休業込のもの等を主とする）が、三八年度で就業者の三九%、一万五、八〇〇余人に達していること、等々によ<sup>(65)</sup>

って、〃均等割も払えない〃乃至は〃所得を捕そく、することのできない〃人口層の存在を推測することができるであらう。

(4)北九州市の市民税収入を特徴づけるもう一つの問題は、高額所得層からの市民税収入が、大都市としてはいちじるしく低位にあるということである。たとえば、昭和三十八年度で年所得（市民税課税所得）二〇〇万円以上の市民税納税者は、所得税納税者の全国平均から推測すると、人数で全納税者の一・七%、税額で三三%<sup>(66)</sup>となるが、北九州のばあいは三九年度の市民税（市民税は前年度所得について課税されるので一年ズレる）で、二〇〇万円以上所得者は人員で〇・五%、税額で一四%を占めるに過ぎない。<sup>(67)</sup>同じ高額所得層といっても給与所得のばあいは、同年度で二〇〇万円以上の所得者数は全国で納税者数の〇・七%であるのに対して、北九州では低いことは同様であるがそれでもその半分に近い〇・三三%を占めている。<sup>(68)</sup>このことは、北九州における上層高額所得層の「欠落」が、とりわけ営業者や配当利子所得層の厚薄によることを示しているのみでよい。中堅企業や個人大商店の相対的に低い所得水準、および配当など資本家的所得の相対的な低さが、このような税収の構造を結果しているわけである。右の諸結果が個人市民税一人当り平均税額としてどのようにあらわれているかといえ、三十八年度の北九州平均一、六六五円という税収入の水準は、全国のそれ（約一、六〇〇円）を僅かに上廻るに過ぎない<sup>(69)</sup>というのである。

(5)このような市民所得の構成が、土地家屋などの固定資産の増徴にのみ、容易に堪えうるものとは到底考えられない。とりわけ、北九州においては土地家屋課税の引上げが借地借家賃貸料に、より大きく影響するとなれば猶更である。

- (63) 前掲 市民所得推計結果報告
- (64) 同右書および前掲北九州市税務統計
- (65) 前掲 北九州市統計年鑑各項、市民所得推計結果報告各項
- (66) 財政金融統計月報一六六号、租税特集
- (67) 前掲 三九年度北九州市税務統計
- (68) 同右書および前掲租税特集
- (69) 前掲 三九年度北九州市税務統計

(イ) この項のさいごに、北九州に特徴的な国有地など非課税土地家屋の高い比重についてふれておこう。それは本市における政治的経済的意味合いの大きさとともに、税収としてみても少なからぬマイナスとして作用する要因であるからである。

◇指 標

(1) 北九州における固定資産の非課税地積は、宅地で二二〇万坪、宅地を含む非課税総地積は二、一三〇万坪に達する。全市的な比重は、宅地はその総地積の一〇・四%、全体としては二二・五%の高い比率を占める。これに対して非課税家屋は床面積一一九万坪、市内総床面積七五二万坪の一五・九%である。<sup>(70)</sup> 少し古い<sup>(71)</sup> が昭和三三年度の調べによると非課税家屋の床面積は全国平均で九・一%であったから、この資料からも北九州における非課税固定資産の比重の大きさを推しはかることができる。この種の土地家屋についてはその全貌をつかみにくいので、ここでは市の税財政の面にあらわれたいくつかの問題点に限って資料を明かにしておこう。

(2) まず第一に国有提供資産等所在市町村交付金の内訳によって、自衛隊と米軍に提供されている非課税資産についてみると、土地については、自衛隊使用分五三万坪、米軍使用分一〇五万坪となっている。政府は台帳価格を基準としてその一・四％（固定資産税率に相当する）の二分の一をめぐとして交付金を所在市町村に交付しているわけであるが、問題のひとつは台帳の評価額である。平均価格にしてそれは、自衛隊分坪当り八一円、米軍用（但し門司を除く）七三円といちじるしく低評価である。<sup>(72)</sup>したがって土地に関する交付金は、門司を除いて約七九万円程度にすぎない。自衛隊については市民税にもふれねばなるまい、問題のひとつは糧食衣服住居などの現物給与について市民税が課税されていないことである。米軍については一切非課税であることはここに指摘するまでもないことであろう。

(3) このほか広義の固定資産税としては、国有資産等所在市交付金と公社有資産等所在市納付金がある。北九州のばあいは他都市とくらべて、後者（三九年度で一億七千万円）の比重が大きい。<sup>(73)</sup>納付金は固定資産評価額（自治大臣がおこない通知または配分する）の一・四％の二分の一となっているから、市税収に対するマイナスの影響もそれだけ大きいわけである。

(70) 前掲 固定資産概要調査

(71) 前掲 「地方税制の現状とその運営の実態」

(72) 前掲 三九年度北九州市税務統計

(73) 同右書

(2) 市税収入の非弾力性と不安定性

(イ) 市税収入は北九州経済と市税制の構造を反映して、「高度成長」期においてさえ税収の伸度は相対的に低く、

大企業の投資資産への課税によって、ようやく全国平均的な税収増を確保しえたにとどまった。三十七年度以降は、個人市民税や家屋等に対する懸命な大衆増税にもかかわらず、失業と低賃銀就業の拡大に制約されて税収の相対的伸張度は低下する一方であり、他方では償却資産税の伸び率も停滞するとともに法人市民税はかえって大巾に減少する結果となった。急速償却と新規投資の激減による償却資産税収の頭打ち傾向（そして税収の絶対的減少すら予想される）がはつきりすれば、同税に大きく依存する本市税収の相対的低下は決定的なものとなるであろう。

#### ◇指 標

(1) 昭和三十四年度を一〇〇とした市税収入の伸び率は、三六年度で全国平均一三三％に対して北九州は一三五％であったが、三八年度のそれは全国平均一七七％を大きく下廻って一六一％となっている。もっとも、三八年度以降市税に移管された大規模償却資産分を基準年度と三八年度にそれぞれ加えて計算すると、その伸び率は一七八％となって全国平均とほぼ一致する。

(2) 税目ごとにその内訳をみると、個人市民税は課税最低限据え置きという毎年度の実質増税によって、三八年度には基準年次たる三十四年度とくらべて一八五％という高率の収入増を記録しているが、それでもなお全国平均伸び率の二二六％に遠く及ばない。償却資産税のばあいには、県税であった大規模償却資産分を除くと全国的な増加率とほぼ一致し、大規模資産を加えると全国平均三八年度伸び率二〇〇％に対して二七一％とかなり高いものとなる。ところが三六年度まで相応な伸びをみせていた法人市民税が三七〇八年度で急減し、その結果基準年次に対する北九州の伸び率は、全国のその二一九％に対して一三二％といちじるしい低位におちこむこととなった。そしてさいごに、市民消費の水準をある意味で単的に反映する電気ガス税に

ついでみると、三六年度には全国の一三八%という基準年次に対する伸び率に対して北九州は一四九%で相応に高い比率を示しているが、三八年度では電気ガス税の税率引下げもあって一四七%に低下するとともに、全国比率一四八%を遂に割込むこととなるのである。<sup>(14)</sup>北九州における所得水準の実質低下が市民消費を圧迫し、税収低下をまねいたひとつの典型といつてよい。

(74) 以上いずれも、前掲三九年度北九州市税務統計による

(甲) 巨大企業による素材生産を中心とした本市産業の構成は、景気循環の波を激しく受け易く、それだけ市税収入を變動的なものにしてしている。しかし景気変動が大企業の税収減を通して市税収入に与えるマイナスの作用経路は、一般に考えられているほどにそれほど直接的ではない。不況期には大企業の利潤の減少そのものよりも、関連下請け部門——大量の社外工臨時工を含む——をはじめとして常備労働者を含む賃銀への強烈なしわよせ、諸経費の節減、特別償却や配当支払分減税など税務上の特別措置を利用した納税資金の極度の節減、等々が市税収にまでもって大きなマイナスを及ぼす。三七、八年度における八幡製鉄を中心とした大企業市民税の極端な減少は、不況期の企業利潤の減退もさることながら、むしろ右のような大企業の会計操作による納税資金の節減策に左右された点が非常に大きいといわねばならない。

◇指 標

(1) 昭和三六年度から三七年度にかけて、市内生産所得は、第二次産業の一、四六四億円から一、二七五億円へ一三%の減少を中心として、全体としても約三%の絶対額の低下をみせた。法人所得の減少はさらに大きく、三六年度の四六七億円から三七年度は三〇八億円へと三五%近い大巾の減少を記録した。当然法人市



民税は三六年度の一一億二、六〇〇万円から三七年度の八億一、〇〇〇万円へと急減したわけである。<sup>(76)</sup> 減少はとりわけ鉄鋼業で大きく、たとえば八幡製鉄に例をとって繰返して説明すると、同社の三六年度上半期の市民税は一億六、七〇〇万円であったが、三七年度上半期には三、七二六万円に、三八年度上半期には実に三二〇万円という小企業なみの法人市民税を市税として納付したにすぎない。何のことはない訳で、三七年度の三億一、六〇〇万円の市民税法分の減少は、八幡製鉄のそれを平年度計算すれば、その七五%を占めることになるのである。<sup>(76)</sup>

(2)そこで八幡製鉄を例として、大企業による会計操作の実際を明かにしよう。同社の三七年九月份の決算によると、売上金は前期比金額で二二〇億円、比率で一八%の減少を示し、不況の影響を明瞭にあらわしており、課税所得も前期比減三九億円前後、比率にして実に六五%近い減額となっている。だがこの所得減は主として、特別償却二九億五、〇〇〇万円、普通償却増七億二、〇〇〇万円、退職手当金繰入増八億三、〇〇〇万円計四五億円、大きなもので価格変動準備金繰入減一〇億円を差引いてもめて三五億円に達する免税の償却・引当金の増加計上によるものである。<sup>(77)</sup>つまり製鉄は、この期の売上減少を諸経費の節減合理化でほとんど完全に埋め合わせたのであるから、その限り課税所得の減少は不況による利潤減の結果ではなく、会計操作のためであるといえる。

(3)問題はさらに、このような会計操作の結果課税所得は減少したにもかかわらず、積立金取崩しなどの措置を加え、利益の全額配当による通常配当を維持したから、この期の課税所得は全額二六%程度の法人税軽減税率を適用され、当然の結果として市民税は一そう大巾に減少することとなったのである。三八年三ヶ月

の同社決算においても計数はむしろ異なるが基本的にこのことがあてはまる。ただ前期で抑えた諸経費が二三億円ほど増加し、そのため課税所得が一そう低下する形となったところが違うだけである。北九州市税の不安定性は、実は大企業の会計操作に市税収入が大きく左右されるという、そういう不安定性が基本的な要素であることを忘れてはならないのである。

(75) 前掲 市民所得推計結果報告および三九年度北九州市税務統計

(76) 同右書および前掲議会資料「大規模法人の事業実績に関する調」

(77) 以下八幡製鉄「有価証券報告書」各冊